

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市円正脇四三番地五、最後の住所秋田市仁井田栄町一四番二四号 被相続人 亡 那須 元也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

山形県酒田市曙町一丁目二番五号 モア・ステーション〇D 仲野法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市大島田字島田八四番地、最後の住所山形県酒田市北新橋二丁目八番地の一四アツプルハイツA一〇一号 被相続人 亡 池田ミチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

山形県酒田市曙町一丁目二番五号 モア・ステーション〇D 仲野法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくばみらい市伊奈東三三番地三八八、最後の住所茨城県つくばみらい市小張四七七〇番地一 被相続人 亡 井田 仁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

茨城県つくば市稲荷前三一・二モンレーヴ 二一 一〇五号つくばあすなろ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 前澤 優也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市宮地四丁目五番、最後の住所埼玉県加須市富士見町一四番二七号 被相続人 亡 平賀 順也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三七六番地MS一ビル七階さいたま法律事務所 相続財産清算人 弁護士 野崎 正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市南花島三丁目五七番地二、最後の住所千葉県松戸市南花島三丁目五八番地の三 被相続人 亡 野々下知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

事務所千葉県松戸市本町二丁目一六 羽黒 第二ビル二〇一 まつど本町法律事務所 相続財産清算人 弁護士 高橋圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曾於市財部町南俣五七四五番地、最後の住所東京都東久留米市前沢五丁目一二番一〇号 被相続人 亡 須下 直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

事務所東京都立川市曙町二丁目三二番一五号日住金立川ビル六階 弁護士法人福澤法律事務所立川支所 相続財産清算人 弁護士 池浦 慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

神奈川県川崎市川崎区宮本町六番地一 高木ビル九〇二 川村篤志法律事務所 相続財産清算人 弁護士 須崎 拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区竹之丸二七番地四、最後の住所神奈川県横浜市西区新山下三丁目一五番六一〇三号 被相続人 亡 半田 洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

神奈川県横浜須賀町追浜本町一三二一ー一 ベルストンビル二階 相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区上飯田町一三三一番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸町一〇二九番地一もえぎヶアセンタール 被相続人 亡 荻野 隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

神奈川県横浜須賀町追浜本町一三二一ー一 ベルストンビル二階 相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市西大友五一一番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂西海岸二丁目一番四四六号 被相続人 亡 三橋 彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西糀谷二丁目二八〇番地、最後の住所神奈川県鎌倉市稲村方崎四丁目一〇番四五号稲村方崎きしる 被相続人 亡 八里 美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

神奈川県横浜市西区南仲通三三三三横浜工クセレントIII四階A二 相続財産清算人 弁護士 櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市大字谷根一二九一番地、最後の住所新潟県糸魚川市南寺町二丁目七番一六号 被相続人 亡 間嶋 明敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和八年六月十五日

新潟県上越市大手町七番一号 相続財産清算人 弁護士 白鳥 良一

第38期決算公告

令和8年6月15日

茨城県神栖市東和田1番地

ShirEtsu 鹿島サービス株式会社

代表取締役社長 岡村 進

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	203,839
	固定資産	28,421
	合計	232,261
負債及び純資産の部	流動負債	179,907
	固定負債	52,354
	資本	10,000
	剰余金	42,354
	利益剰余金	42,354
	その他利益剰余金	(1,649)
	合計	232,261